令和９年度長浜市入札参加資格審査申請要領
（物品調達（修繕）及び役務・委託業務）

入札参加資格申請の対象機関

◎長浜市・長浜市教育委員会・行政委員会等・市立長浜病院・長浜市立湖北病院

対象者

◎物品調達（修繕）【定期更新年】

・上記「入札参加資格申請の対象機関」との取引を希望する**全ての事業者**

※定期更新年につき、現在登録されている事業者も申請が必要です。

◎役務・委託業務【中間年】

・上記「入札参加資格申請の対象機関」との取引を**新たに希望する事業者**

・令和８年度の名簿に登録されている事業者のうち、希望業種等の**変更を希望する事業者**

※中間年のため、既に名簿に登録されている事業者で、希望業種等の変更がない場合は申請の必要はありません。

受付期間

◎市内事業者（市内本店・市内営業所）

令和９年１月１２日（火）から令和９年１月２９日（金）まで

◎市外事業者（県内本店・県内営業所・県外）

令和８年１２月１日（火）から令和８年１２月１８日（金）まで

※**地域区分により受付期間が異なります**ので、次の表を確認してください。

※申請方法（電子申請、郵送又は持参）により、**受付期間最終日の受付期限が異なります**。

地域区分

市内事業者	市内本店	本店が長浜市内にある事業者
	市内営業所	支店・営業所・出張所等（以下「営業所」という。）が長浜市内にあり、当該営業所の登録を希望する事業者
市外事業者（市内事業者以外）	県内本店	本店が滋賀県内にある事業者（本店が滋賀県内にあり、滋賀県内の営業所の登録を希望する事業者を含む）
	県内営業所	本店が滋賀県外にあり、滋賀県内に所在する営業所の登録を希望する事業者
	県外	本店又は登録を希望する営業所が滋賀県内にない事業者

※個人事業者が申請される場合、営業所を受任者とする委任登録はできません。

※本店と営業所の重複登録及び複数の営業所（例：大阪支店と滋賀営業所等）の登録はできません。

申請方法

次の（１）又は（２）の方法により申請してください。

（１）**電子申請**：長浜市電子申請サービス（Logo フォーム）による申請（6 ページ参照）

（２）**紙 申 請**：書面（郵送又は持参）による申請（7 ページ参照）

入札参加資格の有効期間

◎物品調達（修繕）

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで（２年間）

◎役務・委託業務

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで（１年間）

入札参加有資格者名簿への登録

名簿への登録は、令和９年４月１日（木）を予定しています。なお、登録結果通知は行いません。名簿登録の有無は、長浜市ホームページ又は契約管理課窓口で確認してください。
https://www.city.nagahama.lg.jp/0000000871.html

資格審査

１．審査基準日

申請書提出日

２．入札参加資格

次の要件を備えていることが必要です。

(1)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第１６７条の４第１項に規定する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている等経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 資格の審査の申請における重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

(4) 次の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第４８条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第２７条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出

(5) 資格の審査の申請をする時点において市税、県税又は国税を滞納している者でないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア　役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ　暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(7) 希望する取扱品目又は業種について法令上必要な許可、登録又は資格を有していること。

許認可等証明書の提出

以下の品目・業種を希望する場合は、法令上必要な許可、登録又は資格の証明書類（以下「許認可等証明書」という。）を必ず提出してください。

※その他の品目・業種についても、法令上、許可、登録又は資格が必要な場合は、許認可等証明書を提出してください。

◎物品調達（修繕）

「７車両」を希望する場合

大分類「７車両」の「１自動車」又は「２二輪車（②自転車を除く。）」への登録を希望する場合は、希望する登録項目に係る車両整備が可能であることを確認できる書類として、「指定自動車整備事業」の指定通知書又は「自動車特定整備事業（旧自動車分解整備事業）」の認証決定通知書の写しを提出してください。

「５食品」への登録を希望し、かつ、学校給食物資の納入を希望する場合

・営業許可業種：「食品衛生監視票」（令和８年４月１日以降に交付されたもの）

※交付を希望する場合は、最寄りの保健所に連絡してください。食品衛生監視票は、施設調査の実施後に交付されます。

・上記以外の業種：「営業届（営業届情報閲覧画面のコピー、保健所からの申請受付通知等）」又は「業務開始報告書」

１．営業許可業種	
食肉販売業（包装品除く）	水産製品製造業
魚介類販売業（包装品除く）	食品油脂製造業
魚介類競り売り営業	みそ又はしょうゆ製造業
アイスクリーム類製造業	酒類製造業
乳製品製造業	豆腐製造業
清涼飲料水製造業	納豆製造業
食肉製品製造業	そうざい製造業
	など（全 32 業種）

２．上記以外の業種	
①販売業の例	②製造・加工業の例
食肉販売業（包装済みのみ）	調味料製造・加工業
魚介類販売業（包装済みのみ）	精穀・製粉業
乳類販売業	糖類製造・加工業
氷雪販売業	その他の食料品製造・加工業
野菜果物販売業	③調理業の例
米穀類販売業	集団給食（委託による場合は、飲食店営業の許可が必要）

※詳細は、滋賀県ホームページ「食の安全」をご覧ください。

◎役務・委託業務

「道路旅客運送」を希望する場合

「Ｚ１－①道路旅客運送」への登録を希望する場合は、一般旅客自動車運送事業等の許認可等証明書の写しの提出が必要です。

登録申請

１．希望品目・業種

◎物品調達（修繕）

希望品目は、大分類ごとに第１希望及び第２希望の計２品目まで登録できます。なお、大分類内であれば選択する小分類・品目番号の数に制限はありません。

◎役務・委託業務

希望業種のコード番号、業務番号に制限はありません。

２．名簿登録後の希望品目・業種の追加・変更

名簿登録後、有効期間中に希望品目・業種を追加又は変更することはできません。ただし、各登録区分における中間年の申請受付期間中に限り、希望品目又は希望業種を追加又は変更することができます。

３．職権による訂正

入札参加希望の内容が適切な登録区分に該当しない場合又は申請対象外の品目・業種が記載されている場合は、職権により記載内容を訂正することがあります。

４．委任先の登録について

営業所を受任者として登録する場合は、次の事項を委任することになります。この場合、申請者である本店（委任元）は、入札等への参加及び代金の請求を行うことはできませんので、ご注意ください。

（１）入札参加資格申請に関すること。　（２）入札及び見積りに関すること。
（３）契約締結に関すること。　（４）契約の履行に関すること。
（５）代金の請求及び受領に関すること。　（６）復代理人の選任に関すること。
（７）前各号に附帯する一切のこと。

申請内容に不備があった場合

申請内容又は提出書類に不備等がある場合は、申請担当者に対し、メールにより修正又は再提出を依頼します。メールアドレスの記載がない場合は、FAX 又は電話により連絡します。

修正又は再提出の依頼日から２週間以内に対応がない場合は、申請を無効とすることがあります。なお、紙で提出された書類は、着払いにより返送することがありますので、あらかじめご了承ください。

発注について

◎物品調達（修繕）

１．学校給食物資

学校給食物資については、大分類「５食品」への登録を希望し、「食品衛生監視票」、「営業届」又は「業務開始報告書」を提出した事業者の中から、別に定める基準に基づき見積依頼先を選定します。

２．電子入札

名簿に登録された地域区分が「市内本店」で、取扱品目が「１事務・教育用品」、「７車両」又は「１２土木資材」に該当する事業者を対象とする案件については、電子入札システムにより入札を執行します。対象となる事業者で、長浜市電子入札システムの利用者登録がお済みでない場合は、利用者登録の手続きを行ってください。

登録手続き等についての詳細　https://www.city.nagahama.lg.jp/0000002464.html

◎物品調達（修繕）及び役務・委託業務

１．関係法令等

入札執行及び見積依頼については、地方自治法、地方自治法施行令、長浜市契約規則、長浜市入札執行要綱、長浜市電子入札実施要綱、長浜市郵便入札実施要綱、入札心得及びその他関係法令に基づき執行しますので、事前に確認してください。

その他注意事項

１．登録内容の変更

入札参加有資格者名簿に登録された内容（所在地、商号・名称、代表者職・氏名、電話番号等）に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を証する書類を添えて、変更届を提出してください。なお、変更届の様式等は長浜市ホームページのトップページ「事業者向け」の「入札情報等」に掲載しています。

https://www.city.nagahama.lg.jp/0000001572.html

２．お問い合わせ先

長浜市役所　総務部　契約管理課
TEL：0749-65-6507
FAX：0749-65-6580
E-mail：keiyaku@city.nagahama.lg.jp

申請方法について

１．電子申請

長浜市電子申請サービス（Logo フォーム）にアクセスし、画面の案内に従って必要事項を入力のうえ、必要書類を添付してください。申請フォームは、長浜市ホームページ「入札参加資格申請」内にある「令和９年度向け入札参加資格審査」に掲載しています。

長浜市ホームページ：https://www.city.nagahama.lg.jp/0000009114.html

※受付完了通知等をメールで通知しますので、必ずメールアドレスを入力してください。

【申請の手順】

（１）添付書類の PDF 化

提出書類一覧表で申請に必要な書類を確認し、スキャナ等で PDF 化してください。

添付できる容量は、1 ファイル当たり 10MB まで、全ファイルの合計で 100MB までです。

※PDF ファイルが複数となる場合は、次に掲げる書類ごとに１つの PDF ファイルに結合してください。

※提出するファイルにパスワードを設定しないでください。

【必ず提出する書類】

・納税証明書（国税、都道府県税及び市町村税）

【該当する場合に提出する書類】

・許認可等証明書
・登記事項証明書（法人の場合）
・住民票（市内本店の個人事業者の場合）
・組合構成員名簿（組合の場合）

（２）申請フォームへの入力

長浜市電子申請サービス（Logo フォーム）の「令和９年度入札参加資格審査申請」に必要事項を入力し、受付期間最終日の 23 時 59 分までに送信を完了してください。

添付が必要な項目については、上記（１）で PDF 化したファイルを添付してください。

（３）送信後のデータ修正

送信後は、申請者自身で入力内容及び添付ファイルを修正することはできません。送信前に、入力内容及び添付ファイルを必ず確認してください。

送信後に修正が必要になった場合は、受付期間中に契約管理課にご連絡ください。

長浜市役所 総務部 契約管理課

TEL：0749-65-6507　E-mail：keiyaku@city.nagahama.lg.jp

※前回の更新時から申請方法が変更されています。

電子申請では、〔様式Ａ〕、〔様式①〕、〔様式②〕、〔様式③〕（該当者のみ）及び〔別記様式「誓約書」〕の作成及び添付は不要です。これらの内容は、全て申請フォームに入力してください。
なお、紙申請では引き続き指定様式の作成及び提出が必要です。

２．紙申請

紙申請を行う場合は、次の提出先へ郵送又は持参により提出してください。

提出先：〒526-8501　長浜市八幡東町６３２番地　長浜市役所 総務部 契約管理課

【申請の手順】

（１）〔様式Ａ〕及び提出書類一覧表で必要書類を確認

次の書類のうち、申請に必要な書類を準備してください。

【必ず提出する書類】

・納税証明書（国税、都道府県税及び市町村税）

【該当する場合に提出する書類】

・許認可等証明書
・登記事項証明書（法人の場合）
・住民票（市内本店の個人事業者の場合）
・組合構成員名簿（組合の場合）

（２）〔様式①〕、〔様式②〕、〔様式③〕（該当者のみ）、〔別記様式「誓約書」〕の作成

各様式に必要事項を記入してください。

【〔様式③〕物品調達（修繕）のみ】

※物品調達（修繕）への入札参加を希望する事業者のうち様式②で「８薬品」の「１衛生材料」又は「９医療・介護用品」の「１医療機器」を希望する場合のみ、様式③に細分類情報の記入が必要です。

（３）提出書類一式をクリアホルダーへ

Ａ４判クリアホルダー１枚に、提出書類一式を〔様式Ａ〕に記載された順番で入れてください。冊子型ファイルやバインダーは使用しないでください。

（４）発送準備

上記（３）のクリアホルダーが入る大きさの封筒等の表面に**「入札参加資格審査申請」**と朱書きし、受付期間内に発送してください。発送方法は問いません。

郵送の場合は、受付期間最終日の消印有効です。

持参の場合は、受付期間最終日の 16 時 45 分までに提出してください。

（５）受領書の送付

受領書の交付を希望する場合は、〔様式Ａ〕提出書類確認表の「受領書の送付を希望する」欄に〇印を付け、郵便はがきを１枚同封してください。

なお、郵便はがきの表面には送付希望先（申請担当者等）を記入し、裏面には何も記入しないでください。（白紙のまま）

※郵便はがきの料金は、１通８５円です。不足がないように確認してください。

提出書類一覧表

申請区分（紙申請・電子申請）及び登録区分（物品調達（修繕）・役務・委託業務）によって提出に必要な書類が異なります。次の表を確認のうえ、「提出書類作成要領」に従って提出書類を作成・準備してください。

○：必須書類　△：該当する場合に提出する書類　×：提出不要

提出書類	物品調達（修繕）		役務・委託業務	
	紙	電子	紙	電子
・〔様式Ａ〕提出書類確認表	○	×	○	×
・〔様式①〕入札参加資格審査申請書（その１）	○	×	○	×
・〔様式②〕入札参加資格審査申請書（その２）	○	×	○	×
・〔様式③〕入札参加資格審査申請書（その３）	△	×	×	×
・誓約書	○	×	○	×
・許認可等証明書（写し）	△			
・登記事項証明書（写し可）	○（法人）			
・住民票（写し可）	○（市内本店の個人事業主）			
・組合構成員名簿（組合の場合）	△			
・納税証明書（写し可）〔国税、都道府県税及び市町村税〕	○※１			

※１　営業所を委任先として登録する場合、都道府県税及び市町村税については、当該営業所の所在地を管轄する都道府県及び市町村が交付する納税証明書を提出してください。

提出書類作成要領

◎〔様式Ａ〕提出書類確認表

提出書類確認表に記載の区分（市内／市外、本店／営業所）により、留意事項を参照のうえ、提出書類一式を作成し、添付して提出してください。

※「担当者名」「担当者電話番号」「担当者FAX番号」には申請を行った方の情報を記入してください。

◎〔様式①〕物品調達入札参加資格審査申請書（その１）

◎〔様式①〕役務・委託業務入札参加資格審査申請書（その１）

所在地

都道府県から記入してください。登記事項証明書上の所在地と実際の所在地が異なる場合は、次のように記載してください。

【記入例】（登記上）〇〇〇〇〇〇〇
（現所在地）〇〇〇〇〇〇〇

商号・名称

法人の場合は、「株式会社」等も省略せずに記入してください。個人事業者の場合は、屋号を記入してください。屋号がない場合は、代表者氏名を記入してください。

代表者職名

個人事業者の場合は記入不要です。

代表者氏名

姓と名の間はスペースを空けてください。

商号・名称のフリガナ

法人の場合は「カブシキガイシャ」等法人格の種別を表す部分のフリガナは記入しないでください。

代表者氏名のフリガナ

姓と名の間はスペースを空けてください。

電話番号・FAX番号

市外局番、局番、番号はハイフンで区切って記入してください。

緊急連絡先

落札決定等の連絡の際に、記載の電話番号にかけてもつながらない場合などに、緊急連絡先への連絡を希望する方は記入してください。

メールアドレス

入札に必要な様式等の送付に利用する場合がありますので、メールアドレスをお持ちの場合は記入してください。

受任者（委任先）

個人事業者での申請の場合は委任できません。また、登録される場合は、受任者の職名には、支店長、営業所長等、本社又は本店の代表者とは異なる職名を記入してください。

◎**〔様式②〕物品調達入札参加資格審査申請書（その２）**

※物品調達（修繕）に申請される方

申請者

「商号・名称」欄には、〔様式①〕入札参加資格審査申請書（その１）に記載した商号・名称を記入してください。

参加希望品目

第１希望・第２希望ごとに希望する大分類番号・大分類名称、小分類番号・品目番号欄に、希望する番号・名称を記入してください。

※参加希望品目は大分類単位で２品目以内です。大分類内であれば、複数の小分類を選択することは可能です。なお、第２希望がない場合は第２希望欄に記入する必要はありません。

※（別表１）取扱品目コード参照

具体的品目名

1．大分類内の各小分類内には該当するものの「品目番号」に挙げられていないもので、**特に希望する品目がある場合のみ**、その具体的な品目名を同じ行の「具体的品目名」欄に記入してください。

2．該当する大分類があるものの該当する小分類がない場合、各大分類内の「９その他」を選択の上、同じ行の「具体的品目名」欄に希望する具体的な内容を記入してください。

3．いずれの大分類にも該当しない場合に限り、大分類「２０：その他」の小分類「９その他」を選択し、同じ行の「具体的品目名」欄に希望する具体的な内容を記入してください。

◎**〔様式③〕物品調達（修繕）入札参加資格審査申請書（その３）**

※物品調達（修繕）のうち「８薬品」の「１衛生材料」又は「９医療・介護用品」の「１医療機器」に申請される方

申請者

「商号・名称」欄には、〔様式①〕入札参加資格審査申請書（その１）に記載した商号・名称を記入してください。

参加希望品目

希望する細分類番号・品目番号欄に、希望する番号を記入してください。

※（別表２）取扱品目（細分類）コード参照

具体的品目名

１．各細分類内に該当するものの、各細分類内の「品目番号」に挙げられていないもので**特に希望する品目がある場合のみ**、その具体的な品目名を同じ行の「具体的品目名」欄に記入してください。

※必ず同一行に記入し、複数行にまたがらないようにしてください。

※具体的な品目名を記入してください。抽象的では登録できません。

２．「８薬品」の「１衛生材料」又は「９医療・介護用品」の「１医療機器」に該当するものの各細分類に該当するものがない場合、「１衛生材料」では「１８その他」の、「１医療機器」では「２１その他」の「具体的品目名」欄に、具体的な内容を記入してください。

◎**〔様式②〕役務・委託業務入札参加資格審査申請書（その２）**

※役務・委託業務に申請される方

申請者

「商号・名称」欄には、〔様式①〕入札参加資格審査申請書（その１）に記載した商号・名称を記入してください。

希望業種

「（別表）役務・委託業務分類表」に掲げる業務内容から希望する「コード番号」及び「業務番号」を選択し、記入してください。

※コード番号・業務番号の登録数に制限はありません。

※（別表）役務・委託業務分類表参照

具体的業務名

１．各コード番号（V,W,X,Y,Z）内の業務内容には該当するものの「業務番号」に挙げられていないもので、**特に希望する業務がある場合のみ**、その具体的な業務名を同じ行の「具体的業務名」欄に記入してください。

２．各コード番号（V,W,X,Y,Z）内の業務内容に該当するものがない場合、各コード番号内の「Ｖ９」「W９」「Ｘ９」「Ｙ９」「Ｚ９」を選択の上、同じ行の「具体的業務名」欄に希望する具体的な業務名を記入してください。

３．各コード番号（V,W,X,Y,Z）のいずれにも該当しない業務を希望する場合は、「Ｚ：その他サービス業務」の「Ｚ９」を選択の上、同じ行の「具体的業務名」欄に希望する具体的な業務名を記入してください。

◎**許認可等証明書（写し）**

登録を希望する品目・業種について、営業に関し、法令等により許可、登録又は資格の取得が義務づけられているものについては、その許認可等証明書の写しを提出してください。

一部の品目・業種においては、提出がなければ登録ができない品目・業種がありますので、３ページの許認可等証明書の提出を確認してください。

※ＩＳＯ認証やプライバシーマークの提出は不要です。

例）【物品調達（修繕）】

食品衛生法許可／毒物劇物一般販売業／医薬品販売業／産業廃棄物収集運搬業
高度管理医療機器等販売業・賃貸業／揮発油販売業／液化石油ガス販売事業者
屋外広告業／指定自動車整備事業／自動車特定整備事業（旧自動車分解整備事業）等

例）【役務・委託業務】

一般旅客自動車運送事業／特定旅客自動車運送事業／一般貨物自動車運送事業
特定貨物自動車運送事業／労働者派遣事業許可　等

◎**登記事項証明書又は住民票（写し可）**

・**法人の場合**

令和８年１０月１日以降に交付された法人登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）を提出してください。

・**市内本店の個人事業者の場合**

令和９年１月１日以降に交付された住民票（住民票記載事項証明書は不可）を提出してください。※住民票は「申請者個人（抄本）」の全部省略のものを添付してください。

※住民票は、市内本店の個人事業者のみ提出が必要です。

◎**組合構成員名簿（組合のみ）**

組合構成員の住所、氏名等を記載した名簿を提出してください。

※組合とその構成員が同一の入札に参加することについては、公正・公平な入札の執行が阻害されるおそれがあるため、組合とその構成員どちらか一方は入札参加等できないことがあります。あらかじめご了承ください。

◎**誓約書**

申請者（本社又は本店）の所在地・商号・代表者職名・氏名を記入して提出してください。

※委任先の情報（職名・氏名）で作成されたものは再提出の対象となります。必ず申請者（本社又は本店）の情報（職名・氏名）で作成してください。

◎納税証明書（国税、都道府県税及び市町村税）（写し可）

・国税

〔法人申請〕

・「法人税」並びに「消費税及び地方消費税」

※納税証明書「その３の３」[法人用]

〔個人申請〕

・「申告所得税及び復興特別所得税」並びに「消費税及び地方消費税」

※納税証明書「その３の２」[個人用]

ただし、納税証明書「その３」であっても、法人申請・個人申請の場合に必要となる税目について記載がある場合は提出いただけます。

・県税

〔法人申請・個人申請〕

・都道府県税（全税目）

※都道府県税に未納がないことを証する証明書

・市税

〔法人申請・個人申請〕

・市町村税（全税目）

※完納証明書又は納期到来分に未納のないことを確認できる納税証明書

・注意事項

令和８年１０月１日以降に交付された証明書で、証明日現在において納期限が到来している税に未納がないことを確認できるものを提出してください。

なお、法人の場合、決算時期により令和８年度分について課税がないときは、直近の課税年度分を提出してください。また、固定資産税が課税されていない場合は、固定資産税に係る納税証明書の提出は不要です。

※営業所を委任先として登録する場合、都道府県税及び市町村税については、当該営業所の所在地を管轄する都道府県及び市町村が交付する納税証明書を提出してください。

※新たに法人を設立した場合は、「法人設立・事務所等設置届出書」等を提出してください。

長浜市内事業者の皆様へ

長浜市内の事業者（市内本店・市内営業所）が申請に必要な証明書を取得する場合は、次の窓口等をご利用ください。

◎**住民票（住民票記載事項証明書は不可）**

交付窓口：市民課、くらし窓口課（北部合同庁舎）、各市民サービス窓口（旧支所）

※窓口では本人確認書類の提示を求められます。また、別世帯の場合は、委任状（証明書類の取得についての委任に関する書面）が必要です。

◎**国税**

所管（交付）機関：長浜税務署（長浜市高田町 9-3）　TEL：0749-62-6144

【長浜税務署からのお知らせ】

e-Tax を利用すると、税務署に出向くことなく、スマートフォン又はパソコンから納税証明書の請求及び受取ができます。詳細は、e-Tax ホームページを確認してください。

※e-Tax を初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

法人の方　⇒⇒⇒

個人の方　⇒⇒⇒

納税証明（PDF）について、詳しい手続き

◎**県税**

所管（交付）機関：東北部県税事務所（長浜市平方町 1152-2　湖北合同庁舎内）
TEL：0749-65-6606

◎**市税**

交付窓口：市民課、くらし窓口課（北部合同庁舎）、各市民サービス窓口（旧支所）

所管機関：税務課　TEL：0749-65-6508（直通）

※交付窓口と所管機関が異なりますのでご注意ください。課税に関するお問い合わせは、所管機関へお願いします。

※長浜市ホームページ「令和９年度向け入札参加資格申請」に掲載している「５【市税】完納証明書について」を必ずお読みください。